

平成28年 6月16日 生活環境委員会 議事録
10時00分 開会

○細川委員長 おはようございます。定足数に達しておりますので、ただいまより生活環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長、おみえですので御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

○入山市長 生活環境委員会開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。

○細川委員長 それでは、議事日程に従って進めさせていただきます。

日程第1、議案第40号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定についてを議題といたします。

本件につきましては本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

市民生活部長。

○青森市民生活部長 おはようございます。補足説明がございますので、担当から説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○細川委員長 市民税務課長。

○豊原市民税務課長 それでは、議案第40号大竹市の特定の事務を取り扱う郵便局の指定につきまして、補足説明を申し上げたいと思います。

本会議場にて御説明申し上げましたとおり、阿多田島地区において公的証明書の交付事務の取り扱いを始めるに当たりまして、まず、郵便局の指定について、議会の御議決を賜りたいというふうに考えております。御議決を賜りましたら、日本郵便株式会社との間で委託事務内容について協定書を締結することとなっております。

それでは、現在、協定書の内容について協議中でございますので、その内容について補足説明等を合わせてさせていただければと思います。

お手元に平成28年6月16日生活環境委員会説明資料、タイトルが地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する大竹市と日本郵便株式会社との主な協議内容というタイトルのA4の1枚物の資料をお配りしていると思いますが、ございますでしょうか。

それでは、説明を始めさせていただきます。主な協議内容につきまして、配付資料に沿って説明をいたします。

まず、1番目の二重丸、サービス提供を行う郵便局及びサービスの提供時間等についてでございますけれども、サービス提供を行う郵便局は阿多田島郵便局とし、サービス提供時間等は土曜、日曜、祝日及び12月29日から1月3日までの年末年始の休日を除く午前9時から午後5時まででございます。

次に、2番目の二重丸、事務内容につきましては、(1) 戸籍抄本等の交付で、当該戸籍に記載のある方のみ請求ができるということです。(2) 住民票の写しの交付で、住民票に記載がある方のみ請求可能であるということです。(3) 戸籍の附票の写しの交付で

戸籍の附票に記載がある方のみ請求可能となります。(4) 印鑑登録証明書の交付で、当該印鑑登録証明書に記載されている方のみが請求が可能となります。(5) は納税証明書の交付で、本人または同一世帯の方のみが請求可能となります。

これらの取り扱い事務につきましては、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取り扱いに関する法律に規定の範囲内で指定の郵便局において取り扱うことができるとされております。

3番目の二重丸につきましては、委託事務に要する経費や設置する専用機器等に関することでございます。専用機器の設置費用、電気料金、その他用紙類や消耗品等の部分につきまして、大竹市の負担となる予定でございます。

4番目の二重丸、委託料につきましては、公的証明書の交付に関しまして事務手数料として請求書1件ごとに消費税及び地方消費税別で160円を大竹市から日本郵便株式会社に支払うこととなります。160円という金額につきましては、日本郵便株式会社の内部規定において公的証明書交付事務について定めておられるものでございます。

最後に、阿多田島郵便局での公的証明書の交付事務につきましては、本年度の10月1日から取り扱いを開始する予定でございますけれども、協定書の有効期間につきましては平成29年3月31日までとし、その後は大竹市、日本郵便株式会社のどちらかから協定解除の意思表示がない限り1年間ずつ自動延長することとしております。

以上、簡単ではございますけれども、補足説明を終わります。よろしく御審議、賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 おはようございます。今のこの配付資料の中のこととなりますけれども、まず専門機器の設置及び維持という、専門機器というのはどういうものがあるのかということ。

それと、機器の使用分の電気料金の支払い、これはどういうふうにして電気料金を仕分けるのか、電気料金は普通はメーターは1つのはずですけども、これを幾ら使ったかというのはどういうふうにして精査するのかということ。

もう一つは、1件につき160円の手数料を払うということです。これは利用された方にプラス160円ということでもらうわけじゃないんですね。

そのことの確認をちょっと今の3点ほどお願いしたいと思います。

○細川委員長 戸籍住民係長。

○佐伯市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 ただいま賀屋委員から御質問いただきました3点につきまして、お答えいたします。

専用の機器というものですが、現在、支所等でも使用をしておりますが、戸籍や住民票等をファクスで送信をするための複合機でございます。ファクスとコピーの機能を持った専用の機器をリースで設置をする予定となっております。

それから、電気料金につきましては、現在の予定としましては子メーターを設置して、

その機器の使用料について料金がわかるようにするという予定にしております。

最後の事務手数料につきましては、請求書1件につき郵便局さんが事務を取り扱ったということで大竹市から郵便局さんにお支払いはするんですが、住民の方の交付手数料につきましては、こちらの窓口や支所でいただいているお金とかわることはございません。

以上です。

○細川委員長 賀屋委員。

○賀屋委員 大体わかりました。専用機器というのは、ファクスとコピーの使えるやつですが、普通、家庭にもあるようなやつだと思いますけども、これは今、郵便局にも多分、あるのではないかなと思うんですが、ないんですか。それを一緒に使わせてもらうというそんな話じゃなしに、また別に、何か無駄なような感じもするんですが、そんなに郵便局としても1台では間に合わないくらいの事務があそこで発生してるようには思えませんけども、この事務のサービスを提供するにしても今ある機器で対応できるとしたら、そのあたりの協議とかそういうもの話というのはされているんですか。もう無条件で、新しいものをつけないと受けてもらえないよという最初からの話なのか、それともそういったところの協議もされた中でということなのか、そのあたりをちょっと教えてください。

○細川委員長 係長。

○佐伯市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 御心配いただきましたとおり郵便局さんには既存のコピー機なりファクス機は設置がされておりますが、大竹市のほうで証明書等を交付する専用の複合機につきましては公印を押印する機能がついているものでございまして、その機械を使わなければ証明書という形でお出しすることができませんので、それはもうその機械を使わざるを得ないということでそれを設置させていただくことになります。

お願いいたします。

○細川委員長 よろしいですか。

他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 同じことを聞くような気がしますけども、例えば、私が住民票をとった記憶があるのは本庁がありますよね。大竹支所がありますよね。まだありましたかね、木野出張所、支所ですか。あそこでとると、本庁にとりに行こうかと思うくらい時間がかかるんですけども、出ますよね。あそのイメージであってますか。どのくらい、例えば、大竹支所と同じ機能が阿多田の郵便局に今後ああいう機能を持つとは思えないんですけども、木野と同じくらいと思えばあってますか。違ったら違うでどう違うか教えてください。

○細川委員長 係長。

○佐伯市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 支所でいえば近いイメージは木野支所という感じはするんですけども、郵便局で公的証明書を発行してもらうということが法律の中で規定をされてございまして、その中に、きょうちょっと資料を配付させていただいた委託事務内容というところに5つほど種類を挙げているんですけども、その5つの証明のみを交付できるというふうに法律で決められてございまして、それ以外のことにつきましては、業務をお願いすることができませんので、支所というイメージとは若干違うのではないかと

と思います。相談ですとかその他の書類を受け渡ししてもらうとかということは全くできませんので、決められた証明書のみの交付ということになります。

以上です。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 わかりました。だから木野支所のほうが守備範囲が広いということですね。わかりました。

それで、あとは160円で、「ん」と思ったんですが、郵便局の仕事としてそれなりの機械を置いてスペースが必要ですよ。もちろんそれに伴う直接的な経費は大竹市が負担するんだと思いますが、阿多田の郵便局としてみたら160円ですか、利益というか手数料は。

それと、もう一個は上にある当該住民票に記載されている者に限るということが、同じことが何カ所か出てきますけど、これは通常、住民票をとるときに私が佐伯さんののとれないみたいに本人しかだめよという、そういうことを意味してるんですか。

その2点、お願いします。

○細川委員長 係長。

○佐伯市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 請求できる方が限られているという点につきましては、これも郵便局さんが決めている法の中にあるんですけども、基本的には本人のみということが原則であって、一部、世帯の方もとれるという証明書もあるんですけども、もともと市民課の窓口等で取り扱っているものにつきましては、戸籍は戸籍法のほうで、住民票の関係は住民基本台帳法のほうにおいてそれぞれ請求できる方というのが限られているので、ちょっとその範囲とは郵便局さんでとる範囲がまた若干、狭めてあると考えていただければいいと思います。

次の点につきましては、課長のほうから答えさせていただきます。

○細川委員長 市民税務課長。

○豊原市民税務課長 160円という金額なんですけども、はっきり申し上げてこれでペイできるかといったら全然できないというふうに思います。

ただ、郵便局さんとしましては、サービスの提供をできるだけしたいと、地元に貢献したいという意向もあって、こういうサービスを法律に基づいてできるサービスを展開されているというふうに伺っております。

以上です。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 委託業務の取扱期間のことなんですけども、10月1日から平成29年3月31日までというふうにあります。もしこれが満了するのであれば、3カ月前に大竹市ないしは相手方の阿多田郵便局からの申し出がないと解約できないという形になってると思うんですけども、これは1年契約であるからそういう形にもっていったらいいんですか。

つまり12月までにある程度の結論というものをなさなきゃいけないわけですね。3カ月前に、相手ないしは大竹市からこれはもうやめようというようなお話になるかと思うんですが、どちらも申し出なかったらそのまま1年間継続すると、そういうことでいいんで

すか、その辺ちょっと御説明いただきたいと思います。

○細川委員長 課長。

○豊原市民税務課長 基本的には1年単位というのは、どうしても予算が関係してまいりますので、1年単位で予算を計上していくということが必要になってまいります。

また、年度を単位としてやるということが郵便局さんにおいても基本となっているということも伺っておりますので、まず、本市にとりましては予算をどうするかということがございます。それで基本的には1年単位ということになるかと思えます。

以上です。

○細川委員長 他にございませんか。

副委員長。

○和田委員 郵便局にコピーする機械を設置するとあるんですが、もちろんリースなんですよ。月に大体リース料はどれくらいかかるんですか。

○細川委員長 係長。

○佐伯市民税務課課長補佐兼戸籍住民係長 見積りの段階でございますが、月当たり5万円程度ということになります。

以上です。

○細川委員長 副委員長。

○和田委員 月に5万円という年間約60万円ですか。今、阿多田の住民が印鑑証明をとったり戸籍等をとったりするのにこの半年間でどれくらい利用客があるかはやってみないとわからないのですが、たった5人とか10人とかくらいでこういう支出というのはちょっともったいないような気がせんでもないですよ。その辺はどんなふう考えてますか。

○細川委員長 市民税務課長。

○豊原市民税務課長 確かに費用対効果という面で考えますと、経費がかかっているというのはございますけれども、本件につきましては、地元の阿多田島地区の自治会から昨年、強い要望が出されました。ぜひやってくださいという要望が出されたということもございます。離島におけるサービス向上のために実施するというのもございますので、なかなか費用対効果面だけで論じるのは難しいのではないかとこのように考えております。

以上です。

○細川委員長 利用者の見込みは立てておられませんか。

○豊原市民税務課長 正確に阿多田の地区の方のみという統計は取っておりませんのでわかりませんが、大体100件くらいかなというのがおおよその見込みでございます。

○細川委員長 1年間で。

○豊原市民税務課長 1年間です。済みません、100件から150件程度ではないかというの見込みでございます。

以上です。

○細川委員長 副委員長、いいですか。

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 他に質疑なしと認めます。

以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2以降に入りますが、ここで委員の皆様にお諮りいたします。

日程第2、議案第41号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事建設（主体工事）〕日程第3、議案第42号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕及び日程第4、議案第43号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕の3件は、関連がございますので一括審査としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 それでは、そのように決定させていただき、本3件を一括審査といたします。

本3件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

建設部長。

○坪浦建設部長 この件に関しまして、6月14日の本会議での提案理由の一括説明の折、大井議員から議案41号の工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕の現在、仮契約先である河井建設工業株式会社の概要や国と県のランクづけの状況、国と県の過去の工事实績及び下請業者名簿、リストみたいなものなどにつきまして御依頼がございましたので、資料により御説明をさせていただきたいと考えております。

なお、下請業者の名簿につきましては、本契約後でなければ対処できません。また、この下請業者リストでございますが、工事の工程が進むごとにその都度、加わっていくものでございますので、全て出そろうのは工事終盤となろうかと思いますが、その折に報告させていただきたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

○細川委員長 ただいま部長より、本会議場で請求のあった資料についての御提案がございました。3件についてはこの場で委員会に提出していただくということで、4つ目の下請業者リストに関しては工事終了近くなって確定してから全てのリストを出していただくことが可能だということで御提案がありました。そのように取り計らうということで御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 では、そうさせていただきます、下請業者リストについては、工事が終わりのころになってから決まりましたら、出せるタイミングで委員会のほうに資料提出いただくということでお願いいたします。

では、その他の3点について、資料を配付させます。

建設部長。

○坪浦建設部長 それでは、今ほどお配りしております資料をもちまして説明をさせていただきますと思います。

担当課長のほうから説明をさせますのでよろしくお願いいたします。

○細川委員長 監理課長。

○香川監理課長 それでは、お手元に資料を配付させていただきましたので、それを見ながら御説明をさせていただきます。

平成28年6月16日、生活環境委員会資料と書いてあるほうをごらんになっていただければと思います。

まず、河井建設工業株式会社の会社概要を表のようにしてつくらせていただいております。広島市西区福島町に本社を置く会社でございます、資本金5,000万円の会社でございます。業務につきましては、その5つ目の四角に書いてあります建築一式工事を初めさまざまな工事をやってらっしゃる会社です。

それから、真ん中辺に年間の平均完成工事高というのを書いてございます。建築一式工事につきましては27億円余りというのが金額でございます。あと免許・資格、営業エリアも中国5県及び北九州の範囲をやっておられまして、営業所につきましては東広島市から廿日市市のほうにあるようでございます。

以上、これはホームページのほうから資料を作成させていただいております。

それからその下の表でございますこれは河井建設工業株式会社のランクでございます。いわゆる公共工事を請け負うとおっしゃる業者の方につきましては、あらかじめ経営審査事項というのを受けて登録するような仕組みになっております。その点数に応じて各発注機関のほうで格付をされてらっしゃるみたいですが、国のほうではCランクでございますが、広島県並びに大竹につきましてはこの点数ですとAランクという格付になります。

それから、裏を見ていただきますと裏は横長の表になっております。

一番上が国が発注した約10年以上くらい前でございますけれども、その間を調べましたところその3件が出てまいりました。

それから、真ん中のところが広島県並びに広島市が発注した工事の実績でございます。それから一番下が先般、本会議上で申し上げました大竹市が発注したことがある実績でございます。

表の見方でございますが、件名それから請負金額、そして工期の開始時期、終了時期、発注機関名、受注形態は単独、つまりJVのようになっているかもしくは単独でやったかというような区別でございます。あと、工事分野、工事業種となっております。

以上で、説明を終わります。

○細川委員長 ありがとうございます。

それでは、本3件に対する質疑を求めます。

質疑はございませんか。

山本委員。

○山本委員 5月26日にもらった別の資料なんです、この中で私がちょっとどうかなというところで疑問に思った事柄の1つに、例の設計業務委託料。この算出根拠についてどうなのかということにちょっと疑問を持ったんです。

というのが、きのうもその6号棟建設する予定地を見に行きましたが、この敷地の造成に、これはもう既に事業は完了しとるというふうに説明書にありますね。設計業務委託料が1,120万円、工事費が4,000万円、こういうことになつとるんですが、どういう設計業務をしたのかどういう工事をしたのかというのは、我々にはよくわかりませんよ。

それで、この26日の協議会で、この設計業務委託料というのはどういう積算根拠でやるのかということを知ったら、県がつくっておる建築設計業務等委託料積算基準というのがあって、それに基づいてやるんだという説明でこの表をもらいました。かつて市のこういう事業に携わっておられた同僚議員から、どうせ見てもわかりやあせんよという発言もあったんですが、まさに見てもわかりません。

だからそれでいいというわけにはいかんのよね。審査するのにわけわからんのに、ほうかいうことでいいのかという自問自答なんです。ということで、せっかくもらったこの資料でこの設計業務委託料が既に数字が出てるんですから、本体工事のほうは12億3,500万円の工事に対して設計業務委託料は1,980万円ですから、約2,000万円ですね。工事費に対するパーセントから言ったら、この4,000万円くらいしか工事代が要らんのに設計料が1,100万円もあると。3割近い業務委託料を払うというところに、ちょっと私は疑問を持つとるんです。

だから、県が決めたこの積算基準に照らして、どことどこが該当してこういうことになるんだということくらい説明しておいてもらえば、また私も機会をもって勉強をしますので、今のところをこれを見てもわかりません。そのことが1つ。

それで、同じ協議会の席で、私は設計図をもらいましたよね。そのときに、山の土砂崩れを被害から守るという意味で防護壁をやるんだという話で、地図の上では黒い線が1本、2カ所ほど引いてありましたが、どういう構造のものをやるのか。その構造なり強度がどういう計算をされて大丈夫だというふうに判断をされて、その防護さくをやられるのかということの説明をお願いしたいんです。

それからもう一つは、先般、本会議で一般質問しましたが、耐震基準なるものが100としても、大竹市のように大きな津波も来ない地震もない、大洪水もないというふうな地域については、その設計基準を1割でも2割でも値引きをして強度を落としていいんだということが国のほうで認められとるから、これまでの公共事業、学校にしても社会教育施設にしても、全部、その基準よりか値引きをして建築していると。

この6号棟もそうなるんですか。何割値引きをしてこれは設計されたんですか。そこんところをちょっと説明してもらいたいです。

以上、3点お願いします。

○細川委員長 今、山本委員から設計業務委託料についての御説明と擁壁の構造について、あと耐震基準についての御説明が3つありましたが、1点目について、この場で説明大丈夫ですか。あれなら、今回の議案にそこまで関係あると思いませんので、しっかり担当課に行かれて、山本委員、丁寧な説明を受けたほうがわかるんじゃないかと思うんですけども、あえて。

[発言する者あり]

○細川委員長 答弁できますか。本人がそのように言われてますので。答弁が難しいようでしたら、できる範囲での答弁をお願いいたします。

都市計画課係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 今の山本委員さんのお答えにつきましてなんですけれども、まず設計業務で以前の協議会でお出しした資料なんですけれども、まず造成については造成の設計というものも別途、行っております。造成の工事をを行い完了しているというのが前回の資料でございます。

今回の建物の設計についてなんですけれども、お出ししております広島県の設計基準に基づきまして、ある程度、建物の大きさであるとか用途であるとかによって金額が確定いたします。その中に外構であるとか駐車場であるかというような設計とか建物の本体とかいうのが全部、含まれておりますので、そういう形で設計をいたしまして入札した結果が、お出しいたしております資料の金額という形になっております。

その金額なんですけれども、建物の設計についても基本設計、実施設計というのを行っております、そういう形の中で最終的には今回の工事費というのを算出しているというのが現状でございます。

もし、細かい部分でございましたら、確かに設計基準というのが難しいものですので、何かございましたら直接、聞いていただいても対応いたしますのでよろしくお願いいたします。

あと2点目の擁壁についてなんですけれども、擁壁の強度につきまして、大きさは先日の協議会でもちょっとお話ししたんですが、壁の厚さが200ミリ、20センチの擁壁という形になっております。この強度なんですけれども、イエローの区域については、基本的には普通の建物であってももつという形の区域がイエローゾーンでございます。このたびつくっております擁壁の200の厚さなんですけれども、これは一般的に擁壁の厚さというか建物の外構に使用します建築基準法上の壁の厚さを引用してその厚みを設計しております。特に、だから強度計算は一応してるんですけれども、普通に壁の厚さで設計したというのがこの擁壁の厚さになっております。

また、建物の割引の話については、市営住宅に関しましては、今度また資料でお出しする予定ではございますけれども、学校等につきましては避難所であるとか学校については強度の割りましというのを重要係数というものを掛けて1.25倍という形で行っておりますが、これは官庁施設の設計基準、設計計画の中にあるもので、市営住宅などにつきましてはそういうものではございませんので、一般的に建築基準法の計算でされた強度で計算しております。

山本委員がおっしゃっております地域係数というものに関しましては、広島は0.9という形になっておりますので、いわゆる90%に、全国的な部分でいうと90%、1から0.7までの範囲で係数を掛けるようになっておりまして、広島県は0.9というのを掛けて計算しておりますので、御園の市営住宅についてもそういう形で計算しております。

以上でございます。

○細川委員長 山本委員。

○山本委員 親切に勉強したければ来いということですから、またお邪魔して勉強させてもらうことにします。最初の質問については。

2つ目の防護さくですね、これはいろいろ計算の仕方もあったり土砂の流出量等あると思うんですが、それで事足りるという根拠はどういう根拠なんですか。我々も構造物を現に見てるわけではない。ただ話の仮定での利害ですからね。幅が何ぼで厚さが何ぼで高さが何ぼでというふうな図面でもあればよくわかるんですが、26日にもらった図面は単に黒い線が1本引いてあっただけですからね。またそのことについて、どういう根拠でこの1、2やって、この防護さくの強度はこうだと、その強度の計算根拠はこうだということを私はしっかりと聞いておきたいんですが。

もう一回、そこんところをちょっとわかるように言ってください。

それから、この設計業務委託料に関して、これは全部、今までの公共事業に県がマニュアル的なものを示されておりますが、これを当てはめてるわけですか。そういうことですね。

それで、最後になりますが、熊本地震で先般、私が本会議でお聞きした際に、基準が10である場合、広島県はマイナス0.9まで認めてるということになると、市民の皆さんにわかりやすく言えば、鉄柱に10本鉄筋を入れにゃあいけんのを1本は間引いとるという理解でいいんですか。これがところによったら2本も3本も間引いてもええんじやというふうなところもあると。民間の大竹も高層マンションがたくさん建ちましたけど、民間に至ってはまだ割引率が大きいんだと、こういうふうに分かるんですが。

震度6に耐えられるような耐震強度を持たにゃあいけないという建築物について、広島県はそれよりかマイナスの0.9でも0.7でもええというようなことをやったんじやあ、先々被害を受けるのは市民ですからね。特に、学校とか社会教育施設というのは、大竹でもほとんどが避難所に指定されとるわけで。そういうところが手抜きをされて耐震強度を備えた建物だと。阪神淡路大震災以後、そうなるとるんだから安心だというふうに、我々はずっと説明を受けてきたんですね。

ところが、この幅を持った耐震強度については、36年前に国が決めた基準がいまだに適用されとる。こういうことでもいいのかどうか私は非常に疑問を持つんですが。それで、第一義的には、公共施設にしても経費削減が第一義的で、耐震性ということ言いながらもその強度は第二義的になると。その結果、被害をこうむれば、あれは耐震強度が不足しとったと。こういうような話になって、結局のところ、せつかく金を使いながらも本当に安心安全な耐震強度を備えた公共施設というのは保障されないと、こういうことでは政治の責任としても私は問題があると思うんです。大いに国の段階でも県の段階でも議論しても

raitai shi, sekyaku suru koto ga daiichi giteki ni naru you na koto ja aikonun janai nka omou n desu ga, soko n tokoro wa dou desu ka. kuni no hou wa sou iu koto ni ya aizen zen are. kuni mo. kaisei no houhou de gendou shiteru to iu you na uchi kumi mo arimasen ka. semete ootake shi wa, kyuu no uchi shi no you ni kyouiku iinkai nouchu de gendou shite, gaku ya ra sou iu shinanjo ni shitei suru tokoro ni tsuite wa, mushiro gaku ni kyoudo o fuyasu to iu koto de oyari ni natta to iu koto o, kono ma, honkaigi de mo shiyou shimasu ga, kore wa mata kyouiku iinkai no houhou de yoku tsukete, sou iu jirei nari kyuuken zen tai ga oyari ni natta taishinsei ni mawatta gaku o tsukutta to iu to mo, ooku no gaku ya shinanjo wa kabe ga ochita, tenji ga ochita, futaba ga nami uchiatta to iu koto de shinanjo ni mo tsukai nai nda to iu hou na jirei mo shiyou sare toru wake de. ootake shi wa sou iu koto ga nai you ni, hitotsu seigi, jinmei sonjon, shinanjo ni okeru saigai jiki ni sou iu saigai ni naran you na houhou de ganbaratte mouri tai to omou n desu ga.

話が長くなりましたがひとつ御答弁、御願います。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 設計をしていく上では一定の基準に基づいてやっていく必要がありますので、今回の場合で言えば、官庁施設の総合耐震計画基準と、一定の基準に基づいて設計しております。

宇土市の学校の例ですけれども、割引がされないというわけではなくて大竹市と同じように地域に定められた地震地域係数というのを掛けておられます。0.8になりますけれども、それを掛けて設計をされておるといふことでございました。

今の基準を独自に引き上げて設計をすべきじゃないかということですが、今回の熊本の地震を受けて、地震地域係数を含めて耐震基準の見直しがされるのかというのはわかりませんが、現時点では、大竹市だけがこの地域地震係数等、引き上げて設計しなければならないという特別の理由はないというふうに考えておまして、公共施設については当面、現行の基準に基づいて設計を行うという考えでございます。

基準の見直しがされれば、当然にその基準に基づいて設計を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○細川委員長 答弁漏れがあるようでございます。

係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 擁壁の計算なんですけれども、今、委員さんがおっしゃっております部分でレッドの区域であればレッドに基づいた計算式というのがございます。

今回の部分は、ちょっとイエロー区域に設置する防護壁でございますが、これにつきましては、先ほど言いました建築基準法で一般的につくられる強度でもつかどうかという確認は一応、いたしております。それはあくまで土圧というか土の高さ75センチくらいが来た場合にもつかという形を計算して算出しております。

以上でございます。

○細川委員長 山本委員、3回目です。

○山本委員 最後の質問になるので、もう少し防災を第一義的に考えると、人命を保護するということが第一義的に考えるという行政姿勢に立った姿勢を貫いていく必要があるんじゃないかということを、私は重ねて強調したいんです。

この前の何年前か、芸予地震のときに震度3くらいでも天井が落ちた、壁が落ちたというようなことで避難所自体が被害を受けた事例もあるじゃないですか。今、南海トラフで30年以内に地震が来るんじゃないかというようなことを学会もやかましくその対策をとるべきだということを言っている今時点で、なおかつ36年前に決めたことを基準がこうだからこうするんだというようなことじゃあいけないのじゃないんですか。経費が少なくて済むけえ、大竹は地震が何もきやせんようと。えっと金を使うことはないよという安易なことじゃあなくて、防災対策というのは、基準はこうであってもさらに念には念を入れて人命尊重の立場での施策を充実させるというのが基本じゃあないんですか。36年も前の基準を今でも引きずって、いつまでもそれにとらわれてやってるんじゃないし、大竹市では基準を超えてこういう強度でやったということが、後々、市民の皆さんに評価されるようなそういう姿勢を貫いてもらいたいと思うんですが、市長、お考えはどうですか。

○細川委員長 市長。

○入山市長 建築基準法というのは、当然、安全率を確認し、そして今の事態で考えられる中で十分、安全だということで法律を決めているわけでございます。100%のぎりぎりのところの設計基準でないということ、それから、36年前の建築法の考え方が、この前の震災があって吊り天井は建築基準法上、好ましくないということを変えたということで、大竹アゼリアホール、今、天井を改修していると。そういうことで全部、見直しをしているわけでございますので、大竹が「来やせんけえ、大丈夫だ」ということでそういうことではなしに、きちっと基準を決めたその中でやっていくということでございます。

それから、御園6号棟のイエローゾーンに何で擁護壁までつくらないけんかという過剰施設ではないかというようなところの部分もございしますが、駐車場等、転落防止を兼ねてつくりますので、決して過剰の施設でないと、イエローゾーンには別に建築基準法上、何の措置もしなくていいということでございますので、そういう意味で、ただ、より安全な方向でやっていくということで、それも設けるということ、そのことも御理解をいただきたいというふうに思います。

ぜひ、誤解のないような形でイエローゾーンについて、大竹の市民の皆様方に周知すること、そのことが非常に大切だというふうに思います。それでないと大竹は山手側に人が住めないような風評になってしまいますので、ぜひその辺は御理解をいただきたいというふうに思います。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

日域委員。

○日域委員 今の山本先輩の質疑に絡んだところから始めます。

メモ書きがたくさんあるんですけども、この前の一般質問まで私は知りませんでした。東京が1で広島県が0.9で和木が0.8とか。それを調べたら、Z値というんですね。今、市長が吊り天井のことを言われましたけど、吊り天井というのを意識したのは九段会館でし

たよね。東日本のときにあそこで死亡事故が起きてます。あの後、この議会で、どこかの先生の話を書く機会がありまして、震災絡みで。そのときに、九段会館が何で落ちたかっていうと、東京ってこういうところですよ。丘陵で上がったり下がったりしているところですね。九段会館はもともと凹んだところでそこに堆積物がたまって平地になった場所だと。だから下が非常に軟弱だと。だから揺れたんでしょうねという解説でした。

で、この前、この0.9という話を聞いた後、広島県に電話をかけて地盤はどうなってるかと聞いたら、さっきの0.9、0.8というのはZ値というんだって。それとは別に何とか何とか、メモできませんでしたが、アルファベットの二文字か三文字かで何とかというのがあって、それはまた別途ですよ。だからこの建物がすごく頑丈にできていても地盤が悪かったらだめですよ。

そのあたりは、山本さんが今の言うのは昔の基準でいいのかというお話でしたけど、私は、それよりか今のこの土砂法でも危険の度合いを皆さん、示しますよと。だからそれで各自対応してくださいという法律だと思うんですけども、それが今からは大事だと思うんですけども。そう考えたら、地盤についても、例えば、小方ヶ丘について地盤は丈夫だって宣伝しましたが、そのとおりだと思います。逆にそうじゃないところもあるんじゃないのって。あるじゃないですか。

例えば、この場所がありますよね。この場所は、この建物は耐震基準を満たしているという話でしたよね。一部ね。一部というのは、私、6階だと聞きましたけど、それはどうかはさておいて、とりあえずおおむね満たしているという話でしたけど、この建物ができたときの基準からいけば、今、市長がおっしゃったみたいにその当時の基準から言えば、そのときこの建物は過剰品質をつくったんですかっていうことにもなるんですが、この建物は、できたときの国の基準とかなんとかから照らしてそのまま、ちょうどジャストな強度でつくっていたら後から基準が変わったら、強度不足になったはずですよ。どうだったんだろうという、今の質疑を聞いていながら、今これ頭に浮かんだ質問なんですけども、まずそれを一番お願いします。

で、もともと用意していたやつを言います。

今回、低入札でしたよね。ここに去年の10月の終わりに御園2号棟、3号棟の方たちを対象に説明したときの資料があるんですが、家賃の見込みというかとりあえず推測の家賃でしょうけどもあるんですが、この家賃で、どうやって決めるんだろうというのがある、コストが反映するんであれば高くついたら若干高くなって、安くなったら若干安くなるとかあるのかなという気がするんですけども、それを1つ教えてください。それが2つ目です。

3つ目は、そのときの説明会の間取りと若干、違うんですけども、半年しかたってませんからそのときと何が変わったのかなというのがある、それはもちろんおわかりでしょうから教えてください。それが3番目です。

4番目は、これは住宅政策の一環として当然、6号棟を建てるわけですね。

例えば、よく聞くのが、家族で暮らしていたと。当然、時がたてば子供が生まれて家族がふえることもあれば、誰かが亡くなって減ることもありますよね。私が何回か聞いて、

木造の平家から鉄筋のアパートに移ってくれていいのはもう一生懸命やっておられます。だけど、鉄筋のアパート同士、家族がいたから広い部屋だったんだけどひとり暮らしになったから申しわけないけど狭い部屋に移ってくれますかとか、逆に家族の多い人に広い部屋を提供するとか。それもソフトウェアとして大事なことだと思うんですが、そういうことをされてますか。できないんなら別ですけど。

それと、次が5号棟の話ですけども、あれ、エレベーターをつけるという話でああいう設計をしたんですよね。だからあそこは廊下があるじゃないですか。当然、エレベーター室もあるという話ですけども、あれは廊下があるああいう方式のデザインとそれまでのやつ、階段があってその階段に部屋が張りついているというデザインとどっちがローコストなのか知りませんが、多分、廊下がないほうが、廊下方式じゃないほうがローコストだから、過去はそういうふうに階段の周りに部屋を張りつけてきたんじゃないかと。企業の社宅でもそうなってますよね、古いやつは。そのときに、わざわざ高いコストでああいうものをつくっておきながらエレベーターをつけないというのは、これこそ首尾一貫してないし経費の無駄遣いじゃないかと思うんですが、その辺ちょっと教えてください。

最後は、LPG施設というのがありましたよね。これもLPGですが、配管も当然、建築工事の一環であるわけですね。だからガス屋さんは、あそこにガス屋さん決まったら、あそこにボンベを持ってきてつけばスタートできるんだらうと思いますけども。

ついでに聞くんですが、どうやった業者を決めますか。それだけです。

以上、6点、お願いします。

○細川委員長 委員の皆様をお願いいたします。

議案は工事契約の締結についての案件3件でございますので、議案に沿った質疑をしていただきますようお願いいたします。

それでは、答弁をお願いいたします。

係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 まず、2点目のほうからお答えいたします。

家賃についてなんですけれども、これは法に基づいた形で家賃を決定しておりますので、今度6号棟についても、それで決定いたしますので、コストに左右されるものでは基本的にはございません。

次に3番目の間取りなんですけれども、特に変更点はないんですけれども、もしかしたら2LDKとかその話だったのかもしれませんが、2号棟、3号棟の住民説明のときには2LDKという部分が1階に車椅子等の方も対応できるというものが別途ございまして、それについては特に御説明しなかったもので、もしかしたらその件かと思われます。ですので、特に何かを変えてるというわけではございません。

4点目の平家からのコンクリート造への入居について、平家は基本的にはもう用途廃止の予定でございますので、特定入居という形の基準でRC造のほうのアパートのほうに移っていただいております。

ただし、おっしゃるようにRCの建物からRCへという形は現在ちょっと行っておりません。

あとまた、基本的に市営住宅から市営住宅への移転というのも認められてないので、特別な場合を除いては。高齢であるとか足が悪いとかいうのが4階にお住まいの方が1階に移るとかという形以外は、基本的にはちょっとやっております。

5号棟の片廊下式とかいう部分についてなんですが、ちょっと回答が難しいんですが、委員さんがおっしゃるように昔、古いアパートというのは階段室型という形のアパートで、大竹市のアパートでも小方から白石、西港内、御園につきましては、階段室型という形でブロックごとに分かれたアパートというものが多くつくられておりました。社宅でもよく昔はつくられておりました。ですが、近年、マンションでもそうですけれども、片廊下式という形のアパート設計が基本的になっておまして、大きな構造としてはフレームの形式が違いまして、壁式構造というものとラーメン式というもののリジットの工法という形で分かれておまして、近年はほとんどこのラーメン式というもので、難しい話で言うと靱性を考慮した形での設計という形で、コストもですし、おっしゃるように将来的に5号棟がエレベーターがつけられればということでの設計にもなっておりますので、片廊下式という形を採用しております。

6番目のガスについては、今、大竹市で募集をかけまして、近隣、簡易ガス法による6号棟におきましては簡易ガス法によるガスの供給業者を決定しないといけないので、単価であるとかが一番になるかもしれませんが、予定単価等を設定していただいて、6号棟に入っていただくガス業者を今、募集をかけておる最中でございます。

一番目の基準についてなんですが、お答えが難しいんですが。

よろしいですか。済みません。以上でございます。

○細川委員長 日域委員。

○日域委員 委員長に言われましたので。

あれはね、すごく関心があるんですが、この場で言ってもわからないでしょうし、別の話ですから、またよろしくお願ひします。

それで、低入札であっても家賃は変わらないと、よくわかりました。

それと、説明会の際の間取りはバリアフリーか何か知りませんが、そういう特別なやつがあったので、あったけど、そのときは特に言わなかったということですね。はい、わかりました。

3番目ですけど、要するに適材適所ってあるじゃないですか。だから、人間で家賃が上がるのは嫌と言うのと同じように、だからこっちのほうが安いですよって金額でもって誘導するわけですよ。

例えば、広い部屋に住んでいる人が3人暮らしだったのが1人になったとするじゃないですか。1人になったら割高っていう制度があるんですけども、もしそれが嫌だったら、狭い部屋に変わってもらえますかっていう制度を導入したらどうかと思うんですが。

さっき、「できません」と言われましたか。ここにね、「やれ」っていう紙があるんですよ。これ、いいですか。平成19年6月1日、国住、何か読めませんが、第13号、要するにこれ、いわゆる通達です。ここに書いてあるのが、「世帯構成等々、住居規模等にミスマッチが生じている場合があるが、公営住宅ストックの有効活用や入居の公平性を確保する

ためには、世帯人数、世帯構成、身体の機能の制限がある者の有無に応じた適切な規模、設備または間取りの住居に入居させることが必要であるとともに」云々かんぬんとあって、ずっと行けば、「事業主体は単身世帯等、少人数の世帯が規模の大きな住居に居住している場合において、当該世帯が通常より多くの利便を得ているものと評価し、その利便を家賃算定における利便性係数に反映することが可能になった」と。

答弁と違いますよね。お願いします。

それと、さっきの廊下ですけども、これも、この前、国交省へ行ったんです。原さんという人に会いました。そしたらね、「エレベーターつけなさい。簡単ですよ」って。詳しい話をするまで時間がなかったんですけども、もともとそういうふうにできとるんだったら、後からエレベーターをつけるの簡単ですよって、すごく言われました。もちろん、お金はかかりますよね。でも、それどうなんじゃろうと。そもそもそのために設計したんだったら、生かさないと。これこそ無駄ですよ。せっかくいいものがあって、それから、最近のデザインと言われましたね、さっき答弁で。そりゃあ、昔はエレベーターがなかったわけですから。階段があって、その縁に部屋が張りついているようなデザインのものっていうのは、ライオンズマンションがちょっとそんな感じですけどね、大竹の駅前の。あれは古いんですけど。まあエレベーターがあって、3戸並んでますね、あれはね。だからああいうのがあるにしても、普通は、階段があって対になって部屋が行ってる場合に、そりゃあエレベーターをつけたら、その範囲でしか使えませんかそういうデザインは普通ないでしょう。

で、エレベーターを使うんだったら、多くの方が使わないと効率が悪いですし、ましてや1個のエレベーターしかなかったら、今度、エレベーターが壊れた、定期点検だというときに使えませんか、そういう意味で1つのエレベーターで多くの人が使うというほうが、どう考えても筋が通ってますよね。だから、そういうふうエレベーターというものを見据えたときにデザインが変わったんだろうと思うんですけども、今の説明は、因果関係が逆だと思います。

それと、LPGについては、今からあれですね。この建物ができるのは大分、先だと思いますが、さっき簡易ガスと言われましたよね。70戸以上だから簡易ガスですね、きょう現在で言えば。でも、完成した段階では、多分、終わってますよね。それとも、名残というのかな、かなり変わるけども、簡易ガスが全くなくなってしまうわけじゃあないというか、そのガスのルールをちょっと教えてください。

以上です。

○細川委員長 1点目の御答弁に関しては、現在は行っていないという御答弁で、できないという答弁ではなかったというふうに認識しておりますので、再度、しっかりとした御答弁、誤解のないようお願いいたします。

係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 おっしゃるように今の19年のものがちょっと見たことがなくて申しわけございません。

私の説明不足だったんですけども、現在、大竹市では、先ほど言いましたように特定

入居であるとかという場合には、引っ越し代を出したりして移っていただいている事業をやっておるんですけれども、確かに5号棟であるとかそういうところにも単身の方がいらっしゃるって大竹市のアパートが3DKしか今、ほとんどなかったものですから、このたび6号棟2DKができますので、そういう形に移っていただくような事業というのは現在はちょっとやってはないんですけれども、今後、検討できるのであれば少し検討していこうと思っております。

それから、片廊下式のエレベーターなんですけれども、おっしゃるように昔は確かにエレベーターがなかったというのもございますし、階段式というのがその当時は一般だったんだと思います。エレベーターもつきにくい構造でございます。

5号棟について、エレベーターをつけるかつかないかということは、設計当時も今回の6号棟のときにも一応、検討はしております。現在ちょっとつけるようにはなっていないんですけれども、また、将来的にその需要とか予算とかいうものを検討した上で、また考えていけたらとは思っております。

それから、ガスのルールの部分ですけれども、簡易ガス事業という形は変わらない予定という形で今、局のほうから聞いております。事前協議をちょっと行いまして、早い段階で決めておかないと、工事中にも管ガスの協議というものが必要になってきますので、そういう関係でちょっと急ぎ、業者を決定しようとしてる状況でございます。

現在の協議の中では、もうこの建物が建ったときには簡易ガスも自由化になるということでは受けておりまして、自由化になりますと料金等については局のほうでは余り協議はできないという形にはなっているというのも現在の状況でございます。

以上です。

○細川委員長 日域委員、3回目です。

○日域委員 最後です、よろしくをお願いします。

大体わかりました。それで、市営住宅という政策は、市の仕事なかなか難しい要素を持つてるとは思います、客観的に見て。でも、今の6号棟をつくろうと思ったものが黒川ですね。あそこに家があるからやめようとかそういうんじゃなくて、今の100平米からあるような家もあるわけですね、5号棟には。その100平米からあるようなところに1人で住んでいる人もいるかと思えば、小方みたいに40くらいかな、ああいうところに住んでいる人もいます。そういうことを考えたときに、やっぱり特別な住宅ですから、安価に提供するというのももちろんありますが、逆にそれであるがゆえに、ある程度はこちらから物事をお願いするという姿勢も必要なんですよね。その部分が何か私から見たら欠けているという気がします。やはり公費を使ってつくるものですから、すべきことはお互いに、ルールから外れたことはもちろん言わないけども、ルールに合致しているものはきちんとお願いしていい。その裏づけのためにわざわざ国が文書を出してるわけですね。だから、こういうものも、さっきの国の基準じゃないですけども、もちろん国の基準が全ていいとは思いませんが、少なくとも国から補助金をもらってやっている以上、国の基準を超えてやるわけにはいかないですね。だからその中で、それをいい部分についてはある意味横着をせずに、より効果が高まるような施策を頑張ってやってほしいなと思います。

それで、この建物の話ですけれども、これは今ここでは無理でしょうけれども、本来、そのときの基準でやったら、後、基準が変わったら足りなくなって当たり前だと思うんですが、そういう理屈は、さっき市長の話でも全て含めて、国の基準を超えてやるわけにはいかないとなったときには、国の基準が変わったら当然、基準を満たさないようになって当たり前ですから、これ古い建物の割に基準を満たしているということは、あのころは大竹は財政的にゆとりがありましたから、私はいいものをつくったんだろうなと勝手に自分で思っていましたけど、何か昔の話ですけれども、記憶なり想像なりもしあれば一言、お願いします。それだけです。

○細川委員長 1点目は御要望で結構ですか。

では、昔のことを御紹介できる方がいたらお願いいたします。

市長。

○入山市長 聞いた話だけでございますが、耐震的に非常に気になるので、古い方にお尋ねをしました。ここは地盤的に非常に問題がある場所で心配だということで、地面を上げて上に上げたんだと。地体力をつけたんだというお話を聞き、そして、素人目に見ても非常に強固な頑丈なお城のような建物なので、「基準法の関係でどうなんですか」と言ったら、「それは建てられた当時の方々の趣味の問題もあろうですよえ」と。「非常に施工業者もしっかりしたところで非常にはたから見れば十分もつ建物ではないでしょうか」という感想をお聞きした、そのことがありまして、実は今まで耐震的に問題があったところも手をつけずに来たわけでございますが、これを機会に来年か再来年くらいにはきちっと対応をとっていききたいなというふうに今、考えているような次第でございます。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 先ほども山本委員のほうから、平成28年5月26日の生活環境委員協議会の資料をもとにいろいろ御説明されました。敷地造成と建設工事、これがここに金額が記載されています。これを合計いたしますと12億8,770万400円ということになりますが、これで全て造成と建物ができて住めるという形になるのかどうか、これを確認を1点、お願いいたします。

今回、入札されたところが3者ございまして、ざっくり言いますと約5,000万円ずつくらい金額が違うと思うんですけれども、一番安いところの河井建設に決定されているようですが、一番心配するのが、先ほどから出てまいります基礎ですよ。あそこは大変、やわらかいところだろうと私は考えてますので、どこか手抜きをされると大変なことになりますが、この入札をされて建物ができるまでの管理といいますか、基礎は何本打ってちゃんとやっとなるかどうかということを行政のほうとしては、どういうふうにチェックをしていくのかどうか。ここらあたりについて、2点ほどお尋ねいたします。

藤井委員。

○細川委員長 都市計画課長。

○中司都市計画課長 今回の入札の額でおおむね決まっておると思うんですけれども、今から変更がなければこの額で入居までできるというふうに考えております。

基礎のことについては、ちょっと係長のほうから説明させていただきます。

○細川委員長 係長。

○讚井都市計画課課長補佐兼建築住宅係長 基礎についてなんですけれども、御園6号棟の基礎につきましても、玖波小学校もそうなんです、この辺は液状化現象というのが起こる地区でございますけれども、山すそでございますので、あそこの建物についてはくいを打たなくても建てられる地盤でございます。ですので、少し掘ってあげれば良質な地盤が出てきますので、基本的にはくいを打たずにイメージでは基礎を深めるような形でつくって建てられる建物でございますので、比較的良好な状況が起きたような状況にはならないと考えております。

以上です。

○細川委員長 藤井委員。

○藤井委員 ありがとうございます。しっかり監督をしていただきたいというふうに考えます。ありがとうございました。

○細川委員長 他に質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本3件に対する討論はございませんか。

山本委員。

○山本委員 私は、反対の立場でお話ししたいのですが、先ほど、市長にコメントを求めたら、例の裏山の土石流を防護するためにさくを設けるというふうなことは、今までの協議会なり委員会の中で私を含めて委員各自から安全対策として要望が出た問題なんよね。これが先ほどの市長の話では、誤解されとるんだと思うんですが、過剰な施設だというふうなことは誰一人考えてもおらんし言ってもおりませんよ。そういう自然災害を防護する上での次善の策として私を含めて、あそこへどうしてもやるんなら、それくらいのことが必要じゃないかということをお願いして今のような設計になつとるわけで、これは誤解しないようにしてもらいたいということをやまず申し上げておきたいと思っております。

それで、耐震性の問題ですが、国が基準を決めて国のほうに向いてはにこにこできるが市民のほうに向いては心配が残るというふうなことは改めるべきだと。むしろ、今回の熊本地震の例のように、宇土市では、逆に耐震強度を割引するんじゃなくて1.25の強度にして、避難をされた皆さん方の生活に大いに貢献したと。こういう事実もあるわけですから、10のところを1つ2つ鉄筋を抜いて強度がよくなるのが広島にそんなに大きな地震はきやあせんよというようなことをいつまでも言うとしたんじゃあだめじゃ思うんです。

だから、自治体の側からむしろ県や国のそういう自然災害に対する対応を正せと、予算もそれなりのものを交付すべきだと、こういう声を上げるのが筋でしょう。

私は、そういった意味でこの南海トラフが30年以内には来るんじゃないかというふうなことを学会も発表したり、その対策をやかましく呼びかけておるこの時期に、基準を1割引こうが2割引こうがええよと、コストが安くなりやあそれで国も県もにこにこ顔だとい

うような行政のあり方を正すべきだと。民間に至っては2割まで強度を弱めてもええというようにことを指導するんですね。大竹のあの高層マンションなりこのコンビナートの工場建築に当たっては、震度6に耐えられるとおっしゃるんですが、民間は2割まで強度を落としてもいいということ国は指導してるんです。そんなことで安心できるかどうか、私は大いに疑問なんです。だから、この6号棟の建設に当たっても、国の基準はどうであれ、60年も70年も耐用年数を維持するこういう施設が皆さんの本当に安心できるような施設として利用してもらえると、そのためには国の基準はどうであれ精いっぱい強度の確保に努める努力をすると、こういうことが大事なことだと思うんですが、そういう答弁はない。そういったことで、私は反対します。

○細川委員長 山本委員、済みません、一応、確認させてください。

本件は3件ございますが、3件とも反対ということによろしかったでしょうか。

○山本委員 6号棟にかかわる安全の問題ですから。

○細川委員長 はい、では3件、全て反対ということで了解いたしました。

○細川委員長 他に討論はありませんか。

日域委員。

○日域委員 私も反対の立場で討論させていただきます。

今から土砂法の説明があるんですか。何か順番が逆のような気がしますが、それはそれとして。

さっき市長がおっしゃったみたいに、確かに大竹に限らず広島県はイエローゾーンだらけだと思います。この前、県の人に会ったんです。「うちんかたもイエローゾーンになったんじゃ」って、笑ってました。だから、そういうことはあるでしょう。だから、過度に心配したら住めなくなります。かといって無視したらいいとか、昔みたいにみんなが心配して変なことになったらいけんから隠すというのも間違い。自然に公表して、それを正しく理解するということにどうやってもっていくかなんですね。

そういうことを考えたら、今回なんかもイエローゾーンというのが指定されたのが平成20年ですから、その後になってあっち行こうって決めたことはやっぱり間違いですよ。「イエローゾーンだけどいいんだ」とか言うんじゃないで、さりげなくイエローゾーンを外すって、これが普通の公営住宅のやり方だと思います。違法じゃないとも言われましたよね。舛添さんがまさにそうです。違法じゃないんです。ただ、事実を公表しろというのが政治資金ですからね。それを判断するのは有権者です。

今回だって、違法じゃないのは私もよくわかります。ただ、つくった人、今回でいえば大竹市ですけども、本人が住むんじゃないで不特定多数の一般人が住むわけですから、やはり「少々、危険やけどこれはアパートじゃけえ、わしゃあ知らんやつが住むんじゃないけえ、ええや」っていう悪徳不動産業者的な発想じゃなくて、イエローゾーンはイエローゾーンでいいです。できるだけ住まないようにしてくださいねというのは必要だから言ってるわけですから。市役所はさりげなくそこを外すと、「いや、そういう意味じゃないですよ。あそこをつくっても合法なんですけど、うちはこっちがいいと思いますよ」って言っときゃあいいわけです。やり方が非常にお粗末だと思います。

以上の理由により、反対いたします。終わります。

○細川委員長 他に討論はありませんか。

藤井委員。

○藤井委員 私も反対の立場で討論いたします。

まず、あそこは非常に日当たりも悪く土砂災害の可能性も考えられるし、80戸建てでも入居率が低くなり、将来、市のほうからの持ち出しが十分、考えられる。これが1点です。

それと、この計画が、岩国大竹道路の建設に当たってなかなか間に合わないということが進められたというふうに私は解釈をしております。案を立てられるのは議案を出されてくるのは行政ですけども、それを最終的に議決しなければ実行できないわけです。そういった意味合いからいけば、これがもし通って建設が進んで建物ができ上がると、もしそこで事故が起こったときに私自身はこれを賛成して責任をとることができませんので、そういった意味合いから、私はこの3つの議案、41、42、43、これに対して賛成することはできません。

以上です。

○細川委員長 他に討論はありませんか。

賀屋委員。

○賀屋委員 私は賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

まず、今回のこの議案につきましては、契約議決の御提案でございますので、業者の判断といたしましては、今までの実績等、あるいはランクも含めて適合しているというふうに判断をいたします。

それと、いろいろ地震とか土砂災害とか心配の面はございますけども、まず地震については今の基準で国の基準で設計をし審査をし、それによって積算もしているということでございますので、これは補助事業、この前もちょっと申しましたけども、補助事業ということで取り組んでおりますので、当然、設計の段階での審査等、しっかり国のほうから審査をされていると思います。そういう中で、その審査を合格した物件ということで、補助事業の許可がおりて、今実施に至っておるわけでございます、これをさらに安全のためには言いながら上乘せをするということになると、国の基準がどうなのかと、あつてないようなものになります。当然、そういうことになると、そのほかの事業にも全部、影響もしますし、国としての指導がどうなのかということになろうかと思っております。そういう中で、今回の事案につきましては、しっかり安全も担保されたもので設計もされ、実施されるということかと理解をしております。

それと、土砂法につきましても、イエローゾーンの部分でございますので、これについてはここだけではございません。いろいろなところにイエローゾーンは発生をしております。これを全て解消するというのではなしに、イエローゾーンにかかっている部分についての対応・対策をどうするかと、ソフト的な対策が主でございます。ハード的な対策については、レッドゾーンのことでございますので、そのことも踏まえて、安全対策を今後、しっかりしていただければ、この場所がもう既に決定をし事業を進捗しておりますので、これを今ここでとめて後戻りは、そのほうのデメリットのほうが大きいというふうに考え

ますので、この件につきましては賛成ということで討論させていただきました。

○細川委員長 全ての議案に賛成ということでよろしいですね。3件ですね。

他に討論はありませんか。

田中委員。

○田中委員 私も、今回のこの御園6号棟に関する全ての議案に賛成の立場で討論をいたします。

ほとんど今、賀屋委員のほうからそういう説明がございましたので、私は、本会議の場でまた述べさせていただきたいと思います。賛成でございます。

○細川委員長 他に討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。以上で討論を終結いたします。

これより採決をいたします。

本3件のうち、議案第41号工事請負計画の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（建築主体工事）〕を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第42号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（機械設備工事）〕を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第43号工事請負契約の締結について〔市営住宅御園団地（6号棟）建設工事（電気設備工事）〕を起立により採決いたします。

本件を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○細川委員長 起立多数と認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第45号平成28年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算〔第1号〕を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補足説明があればお願いいたします。

○細川委員長 部長。

○米中健康福祉部長兼福祉事務所長 特に補足説明はありませんので、よろしくお願いたします。

○細川委員長 それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑のある方は挙手、お願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

続きまして討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしと認めます。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

では、続きまして、日程6、委員の選出についてを議題といたします。この件につきましては、議会内の話になりますので、一旦、執行部の皆様は御退席をお願いいたします。

また、協議会のときには声をかけさせていただきます。

〔執行部退席〕

○細川委員長 それでは、事務局から説明をお願いいたします。

局長。

○福重議会事務局長 それでは、委員の選出について御説明いたします。

大竹市長より、大竹市空家等対策協議会委員1名の推薦依頼が議長宛てに来ております。議長と相談いたしましたところ、所掌である生活環境委員会から1名選出してもらいたいということでございましたので、委員の選出をお願いするものでございます。

この空家等対策協議会は、空家等対策の推進に関する特別措置法の制定を受けまして、本市においても昨年12月定例会で附属機関設置に関する条例が改正され設置されております。

この会の担任する事務は、空家等対策計画の作成及び変更、並びに実施に関する協議ということでございます。

任期につきましては、平成30年3月31日までの2年ということでございますが、議会からは次の議会人事が29年9月でございますので、一旦、辞任していただき、次の方を新たに選出するというそういう形になろうかと思っております。

以上でございます。

○細川委員長 ただいま、事務局からの説明のとおり、議長より生活環境委員会が所掌であるのでこちらで委員1名を選出してもらいたいということでございましたので、皆様に御相談したいと思います。

選出について、どのように取り計らいをいたしましょうか。

田中委員。

○田中委員 所掌が生活環境委員会ということでございますので、大変だと思っておりますけれど

も、私は委員長を推薦したいと思います。

○細川委員長 今、委員長にというお声をいただきました。大変、ありがたいことではあるんですけども、実は委員長、ほかにもいっぱいもっておりまして、ほかの委員につきましても、今後のことも考えまして委員長にばかり負担が来るというのもありまして、副委員長にお手伝いをいただきながら委員会としての任務を果たしていくということを考えております。ですから、もし差し支えなければ、副委員長が大丈夫ということであれば、できたら副委員長にと思うんですけども、副委員長、どうでしょうか。受けていただけますでしょうか。

○和田副委員長 はい。私でよろしければ、受けさせていただきます。どうかよろしく願います。

〔拍手〕

○細川委員長 ただいま拍手も起きましたということで、それでは、和田副委員長をということで、大竹市空家対策協議会委員に和田委員を選出するということにいたします。

ありがとうございます。

副委員長、よろしく願います。

続きまして、日程第7、所管事務調査についてを議題といたします。

3月の定例会におきまして、公共交通を所管事務調査に設定し、廿日市市に先進地事例調査研究に行きまわりました。

ここで、皆様に御相談ですが、再度、公共交通を閉会中の継続調査としておいて、もう少し他市の状況を調査しに行けるような状態にしておいてはどうかと思いますが、皆様の御意見はいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○細川委員長 御異議なしというお声をいただきました。

それでは、公共交通を所管事務調査事項として、議長に対し閉会中の継続調査の申し入れをするということで決定させていただきます。

それともう一つございます。

実は、本年も毎年行っております先進地事例調査研究に行こうと考えております。視察先につきましては検討いただいて、希望の内容を委員長もしくは副委員長または事務局のほうにお知らせいただければと思います。どういったものが見たいとか、聞きたい、調査したいというものについて、皆様の御意見をお受けしたいと思いますので、候補を皆様の中で考えておいていただければと思います。

また、具体的な日程については、皆様にも御相談しながら決めてまいりたいと思いますのでどうぞよろしく願います。

それでは本日の議事日程を全て終了いたしましたので、以上で生活環境委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

11時38分 閉会